

X. 静岡理工科大学給費型奨学生要綱

平成10年 2月10日 制定
平成12年 2月14日 改正
平成13年 6月27日 改正
平成14年 1月24日 改正
平成16年 8月18日 改正
平成18年 2月 9日 改正
平成21年1月18日 改正
平成25年 6月17日 改正
平成26年 6月12日 改正
平成27年 5月22日 改正
令和 元年 6月14日 改正
令和 元年1月14日 改正
令和 2年 5月26日 改正
令和 4年 7月15日 改正
令和 6年 3月18日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、給費型奨学生（以下「奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

(奨学生の区分)

第2条 奨学生の区分は、次の通りとする。

(1) 授業料100万円給費奨学生

一般入学者選抜、一般入学者選抜共通テストプラス及び大学入学共通テスト利用入学者選抜において、
授業料100万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

(2) 授業料50万円給費奨学生

専門高校・総合学科給費奨学生推薦入学者選抜、給費奨学生入学者選抜及び大学入学共通テスト利用入学者選抜において、
授業料50万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

(3) 入学金30万円給費奨学生

専門高校・総合学科給費奨学生推薦入学者選抜及び給費奨学生入学者選抜において、入学金相当額給費奨学生の権利
を得て、所定の手続きを行い入学した者

(4) 入学応援金10万円給費奨学生

大学入学共通テスト利用入学者選抜において、入学応援金給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

2 前条第1項第3号及び第4号に規定する奨学生が本学に入学した後は、本要綱に定める奨学生としては取り扱わない。

(奨学生の特典)

第3条 本学は、本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、
奨学生に対して次の各号に規定する奨学金を給付する。

(1) 授業料100万円給費奨学生 年間100万円（半期毎に50万円）

(2) 授業料50万円給費奨学生 年間50万円（半期毎に25万円）

- (3) 入学金30万円給費奨学生 入学時30万円
 - (4) 入学応援金10万円給費奨学生 入学時10万円
- 2 前項第1号及び第2号の給付金は、前期・後期の授業料から給付金相当額を減額することにより給付に代える。また、前項第3号及び第4号の給付金は、入学金から給付金相当額を減額することにより給付に代える。
- 3 奨学生は、入学金、授業料及び代理徴収金を所定の期日までに納付しなければならない。
- (奨学生の期間)
- 第4条 奨学生とする期間は、入学後最大4年間とする。
- (手続き)
- 第5条 奨学生として入学しようとする者は、入学手続き書類の提出時に「給費奨学生誓約書」(別紙1)を提出する。
- 2 奨学生は、各学年末に次年度の「給費奨学生更新申請書」(別紙2)を提出する。
- (奨学生の取消)
- 第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、学長は、前条の規定にかかわらず大学評議会の議を経て、奨学生の資格を取消すことができる。
- (1) 授業料100万円給費奨学生は、各学年末における在学期間を通しての学業成績の順位(以下「成績順位」という。)が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位20%に満たない場合
 - (2) 授業料50万円給費奨学生は、成績順位が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位25%に満たない場合
 - (3) 奨学生が学則第40条に該当し、奨学生として不適当と認められた場合
 - (4) 奨学生本人が辞退を申し出た場合
- 2 前項による奨学生の資格の取消期間は、次の通りとする。
- (1) 前項第1号又は第2号による場合は、次年度以降の期間
 - (2) 前項第3号及び第4号による場合は、理由が発生した日及びその日以降の期間
- 3 第1項第1号及び第2号の成績順位は、その母数を学年末での休学者を含む実人数とし、教務委員会の計算方法により、学年末に学生事務部学務課(以下「学務課」という。)が算出する。
- (奨学生の区分変更)
- 第7条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、授業料100万円給費奨学生は、成績順位が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位25%以内の場合は、学長は、大学評議会の議を経て、授業料50万円給費奨学生に区分変更することができる。
- (授業料の納付)
- 第8条 授業料100万円給費奨学生及び授業料50万円給費奨学生は、給付金相当額を減額した後の授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 奨学生は、前条の規定により、その資格を取り消された場合、次の各号による授業料を納付しなければならない。
- (1) 第6条第1項第1号又は第2号による場合は、次年度以降の授業料
 - (2) 第6条第1項第3号及び第4号による場合は、資格取消しの日が属する年度の当該学期及び次年度以降の授業料
- (学長賞及び優秀賞の取扱)
- 第9条 奨学生の学長賞及び優秀賞の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 奨学生を卒業時の学長賞の対象とすることができます。
 - (2) 奨学生を優秀賞の対象とすることができます。
- (飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱)
- 第10条 次年度の奨学生更新を許可された奨学生が飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱いは、静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に定める。
- (文部科学省修学支援新制度との関係)

第11条 奨学生が、文部科学省が行う高等教育における修学支援新制度（以下「文科省修学支援制度」という。）の対象となった場合、文科省修学支援制度の対象となる入学会員料及び授業料は、この要綱に基づく給付金相当額を減額した後の金額を適用するものとする。

（事務）

第12条 奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）

第13条 この要綱の改廃は、大学評議会及び経営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第1号の規定は、平成14年度スカラシップ特待生から適用し、平成13年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条、第7条および第9条の規定は、平成26年度スカラシップ特待生から適用し、平成25年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前のスカラシップ特待生については、なお従前の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。